

「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール制度」をご存じですか

渡邊 一誠
Issei Watanabe

PROFILEはこちら



1 新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに窮している中小企業への支援策

新型コロナ感染症の拡大は、国内外の人の移動の制限や“三密”の回避、不要不急の外出の自粛、各種イベントの中止など、社会活動や我々の生活、意識にも大きな変化を迫り、その影響は多くの業種に及んでいますが、特に飲食業、ホテルなどの観光業、店舗型の小売業などの一定の業種には甚大な影響を与えています。令和2年4月から6月期の実質国内総生産(GDP)は、年率換算で前期比27.8%の減少と戦後最悪を更新し、新型コロナウイルス感染症が今後いつ、どのように収束していくのか、収束後の生活様式はどう変わっていくのか、落ち込んだ売上はどの程度回復するのかなど、今後の見通しを立てることが困難な状況にあります。

本ニューズレターでは、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する各種問題や公的助成金を中心とした企業向けの各種支援制度、新型コロナウイルス感染症の流行により窮境に陥った企業の事業再生、コロナ禍以降の事業再生案件において想定される諸問題等について取り上げてきましたが(詳しくはバックナンバーをご覧ください。)、本稿では、中小企業庁が本年4月1日から運用を開始した、新型コロナウイルス感染症の拡大により窮境に陥った中小企業の資金繰り支援のための制度である、「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール制度」(以下「特例リスケ制度」といいます。))についてご紹介したいと思います。

2 特例リスケ制度の制度目的と概要

(1) 制度目的

産業競争力強化法に基づき全国47都道府県に設置された公的機関である中小企業再生支援協議会(以下「協議会」といいます。))は、従来から、中小企業の事業再生を支援するため、窓口相談や債権者調整等を含む再生計画の策定支援を行っていますが、これに加えて、本年4月から運用が開始されたのが「特例リスケ制度」です。

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに窮している企業は、従来から新型コロナウイルス感染症の拡大とは別の原因により事業や財務面の改善が必要な企業と異なり、上述のような新型コロナウイルス感染症を直接の原因として売上を失った結果、窮境に陥っているという特徴があります。そのような中小企業の事業の維持、再生のためには、事業や財務の改善が必要なのではなく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にある現時点で、早期に資金繰りの維持、改善を図ることが喫緊の課題となっています。

特例リスケ制度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって既存の債務の支払いや資金繰りに窮している中小企業を対象に、協議会の支援のもと、1年間の資金繰り計画(特例リスケ計画)を策定し、既存の金融機関に1年間のリスケジュールを要請することで、中小企業の資金繰りを支えることを目的としており、事業改善計画の作成等は要件とされていない点に制度趣旨が表れています。また、対象となる中小企業には、過去に協議会の計画策定支援を受けた企業や、現在再生計画策定手続中の企業、暫定リスケ期間中の企業も含まれます。そして、特例リスケ制度では、協議会が、既存の金融債権のリスケジュールに向けた金融機関調整だけでなく、新型コロナウイルス感染症対策の緊急融資による資金調達に向けた金

1: 事業再生・債権管理Newsletter2020年5月号(Vol.23-1)、事業再生・債権管理Newsletter2020年6月号(Vol.24-1)、事業再生・債権管理Newsletter2020年7月号(Vol.25-1)、事業再生・債権管理Newsletter2020年8月号(Vol.26-1)

本ニューズレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニューズレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニューズレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニューズレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け頂ければと存じます。

融機関調整についても積極的にを行うこととなっていることも大きな特徴の一つであり、また特例リスケ制度の利用のメリットといえます。

(2) 特例リスケ制度の概要

特例リスケ制度によって策定される特例リスケ計画の内容及び協議会による支援の内容は、概要、以下のとおりです。

【特例リスケ計画の内容】

1年間の事業の見通しの下、1年間の資金繰り計画(特例リスケ計画)を策定し、債権者の同意を得て1年間の元本返済の猶予を行う。

【協議会による支援の内容】

- ① 主要債権者等の支援姿勢を確認の上、既存の金融機関に対する1年間の元金返済猶予を要請する
- ② 特例リスケ計画(資金繰り計画)の策定の支援と積極的な金融機関調整(緊急融資による資金調達等に関する金融機関調整を含む)
- ③ 特例リスケ計画の成立後の資金繰りのチェック(モニタリング)

また、特例リスケ計画の期間の満了後、本格的な再生支援を希望する中小企業に対しては、改めて、リスケジュール計画を含む再生支援が実施されることとなります。

3 特例リスケ制度の手続と利用の要件等

特例リスケ制度の手続の詳細については、中小企業庁や各都道府県の協議会のHPなどで詳しく説明されていますので²、以下ではその概要をご紹介します。

2: 中小企業庁のHP(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei.html>)等を参照。

(1) 窓口相談(第一次対応)

特例リスケ制度は、まず協議会への窓口相談(第一次対応)から始まります。

窓口相談では、特例リスケ制度の対象企業にあたるか、同制度による支援を開始することができるかについて、売上高を認識できる最小限度の資料で、迅速に判断がなされます。

特例リスケ制度の対象となる中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的に業況の悪化をきたし、以下のいずれかに該当することを目安とされています。

- ① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した中小企業
- ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している中小企業
 - a 過去3か月(最近1か月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

上述のとおり、特例リスケ制度は、過去に協議会でのリスケジュールを受けた企業や、現在リスケジュール中の中小企業も対象に含まれますので、そのような企業であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により一次的に売上が減少するなどして資金繰りに窮している場合には、特例リスケ制度の利用も検討すべきでしょう。

(2) 特例リスケ計画策定支援(第二次対応)

ア 特例リスケ計画策定支援の開始

窓口対応により、以下のいずれかの要件を満たすと判断されると、協議会は、相談企業の承諾を得て、主要債権者に暫定的な資金繰りの見通しを説明し、その支援姿勢を確認しま

す。

- ① 今後6か月間の資金繰りの見通しが認められること
- ② 金融機関又は政策金融機関から融資を受けることができれば、今後6か月間の資金繰りの見通しが認められること
- ③ その他、協議会の担当者が相談企業の業種・業界の性質に応じ、相談企業の元金返済猶予の要請を行うことが事業改善に向けて有用であると判断した場合

そのうえで、協議会は、主要債権者の意向を踏まえ、特例リスケ計画の策定支援(第二次対応)を決定します。

イ 特例リスケ計画策定支援の内容

特例リスケ計画の策定支援が開始されると、協議会は、相談企業に通知の上、直ちに、主要債権者及び必要な対象債権者に対し、元金返済猶予(一時停止)の要請を行うとともに、特例リスケ計画策定支援を行うことを伝え、協力を要請します。

一方、相談企業は、主要債権者の協力のもと、特例リスケ計画案を作成します。

特例リスケ計画案においては、少なくとも、新型コロナウイルス感染症の影響が6か月間継続する場合を想定し、1年間の業績見通しを踏まえた資金繰り計画を作成することとされています。作成にあたっては、事業の改善は求められませんが、新型コロナウイルス感染症対策の各種の公的制度の利用を含めた自助努力を十分行う内容となっているかは重要なポイントとなるでしょう。

ウ 資金調達の支援

新型コロナウイルス感染症により一時的に資金繰りに窮している企業には、既存の債務の元金猶予のみでは資金繰りが改善しないものの、新規融資を受けられれば資金繰りの見通

しがつく場合も少なからずあると思われます(上記ア②の場合)。

そこで、特例リスケ計画策定支援では、相談企業の資金繰りの状況に応じて、新型コロナ対応の緊急融資制度による融資などによる資金調達に向けて、積極的に金融機関調整を行うこととなっています。

(3) 第二次支援完了後のフォローアップ

特例リスケ計画策定支援が完了し、債権者の同意のもと、同計画に基づく元金猶予が始まると、協議会は、主要債権者と連携の上、特例リスケ期間中、原則毎月1回、相談企業の特例リスケ計画遂行状況等についてモニタリングを行うこととされています。協議会は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、特例リスケ計画の達成に向け助言を行います。そして、特例リスケ計画の期間中に新型コロナウイルス対応の緊急融資制度による融資が必要となった場合には、その助言も行うこととされています。

また、特例リスケ期間中又は特例リスケ期間経過後において、モニタリングの結果等を踏まえ、相談企業について、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、相談企業の申し出を受け、通常の再生計画策定支援に移行することとされており、スムーズに従来型の再生支援の手続に入っていくことが期待できます。

4 特例リスケ制度の利活用のメリット

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に資金繰りに窮する状況となった中小企業が、取引金融機関に対して元金の支払猶予(リスケジュール)を申し込んだ案件では、ほとんどの場合にリスケジュールについて審査されているか、現に実行されています³。

もつとも、取引金融機関数が多かったり、主要債権者が横並

3: 金融庁「貸付条件の変更等の状況について(令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)」の「貸付条件の変更等の状況について」(金融庁HP)
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/kashitsuke/200730.pdf>

びでメイン行といえる金融機関が明確でないような場合、あるいは金融機関との交渉に不慣れな場合などは、協議会に特例リスケ制度による支援を依頼することで、迅速な金融調整を期待できるでしょう。

また、すでに既存の債務について元本の返済猶予を受けていたり、協議会による再生支援手続中である中小企業、さらには将来、債務免除を伴う抜本的な再生計画の策定が必要となると予想されるような中小企業において、新型コロナウイルス対応の緊急融資制度により資金繰りを維持する必要がある場合、特例リスケ制度は円滑な資金調達に資する可能性があります。

現在、特に政府系金融機関に対しては、新規融資について、赤字や債務超過、既存債務について条件変更中であるという形式的な事象のみで判断することなく、各企業の実情に応じて最大限の配慮を行うよう求められており⁴、条件変更中などであっても新規融資が実行されている例も報告されていますが⁵、金融調整は必ずしも容易ではありません。

特例リスケ制度における協議会の役割は「融資の斡旋」ではありませんので、必ず緊急融資が実現するわけではありませんが、日本政策金融公庫や商工中金、各地の信用保証協会において緊急融資を担当している部署は、協議会が行う従

来型の再生支援案件の担当部署と同じである場合もあり、長年にわたり金融調整を担ってきた協議会から各種のアドバイスや融資申込にあたってのポイントの指導を受けながら金融機関への説明資料や金融機関への説明内容を準備したりすることで融資が実現する、ということも期待できます。

将来的には、特例リスケ期間の終了後の弁済計画や、債務免除を伴う再生計画の策定の場面において、特例リスケ制度において受けた緊急融資と既存の債権との間の調整なども問題となっていくと思われそうですが、この点については今後の議論が待たれるところです。

5 おわりに

本稿では、協議会の特例リスケ制度とその利用のメリット、今後の課題等について取り上げました。新型コロナウイルス感染症により一時的に資金繰りに窮している中小企業の皆様や、緊急融資のハードルが高くお困りの中小企業の皆様は、一度同制度の利用も検討してみてもはいかがでしょうか。

弊所では、特例リスケ制度の利用をはじめ、中小企業の皆様の事業の再生に向けた手続を全力でサポートしていますので、お困りの際はご連絡をいただければと思います。

4: 麻生太郎財務大臣兼金融担当大臣・梶山弘志経済産業大臣「新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた事業者の資金繰り支援について」
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/20200610.pdf>

5: 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」(令和2年5月22日)(金融庁HP)
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200522/01.pdf>

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】